

第4回東大阪市上下水道事業経営審議会 議事概要

1. 開催概要

日 時	令和6年11月11日(木) 15:00~17:00
場 所	東大阪市上下水道局 水道庁舎2階 第1会議室
出 席 者	委 員 笠原会長、中嶋副会長、石田委員、松浦委員、徳本委員、梶原委員、森岡委員 理事者 (上下水道局) 江原、賀川、木邨、神谷、熊野、西尾、亀井、安田、上山、小川 庶 務 (上下水道局) 巽、佐藤、平田、下別府
次 第	1 開会 2 会議の公開及び傍聴者の入場 3 議事 (案件) 水道料金の改定について 4 答申手交式 5 閉会
配布資料	資料-1 出席者名簿 資料-2 水道料金の改定について 資料-3 施設整備計画 [R7~R17] 答申書(案)

2. 会議内容（要旨）

案 件	主な意見・質問	回 答 等
水道料金の改定について	<ul style="list-style-type: none"> 改定率 28%は、聞く方からしたら随分大きく感じてしまうので、金額で示した方が納得すると思う。 生駒断層は日本で 10 本の指に入るくらい危険な場所である。（修正案 2 の財政目標が達成する見込みである）令和 27 年度までの間に何もなければいいが。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民へ料金の上昇を説明するときにパーセンテージではなく額でもって示したらどうか、という点については、ご意見を踏まえて今後お客様に対してアピールしていきたい。 企業債は、新たな施設投資に対して適用するものであり、毎年度の水道施設の運転経費等に充当するものではない。災害が起こった場合は、資金投入のスキームが（通常とは）異なる。
	<ul style="list-style-type: none"> 現在の水道事業がいかに大事なことであるかということ、（市民に）分かっていたか必要がある。 独立採算制で（経営）するならば、ある程度の値上げは仕方ないと思うが、値上げ率や企業債の話は、市民には分からないと思う。だから、市民感情からすると、できるだけ（値上げを）抑えていく方向がいいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に水道というインフラをお伝えするということを、続けることが大切だと思っているので、工夫しながらしっかり改善していきたい。
	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、管路の取り替えについても関心を持っている。管路更新の部分についても、分かっていた方がいいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> インフラ全てにわたって言えることだと思う。しっかりと毎年改善して、広報に努めてまいりたい。
	<ul style="list-style-type: none"> （修正）案 2 は、致し方ないものだと理解している。 （修正案 2 は、企業債残高対給水収益比率の財政目標達成時期を）10 年間先延ばしにしており、水道事業を担当する職員の一層の経営努力が、更に 10 年間重くのしかかってしまうことを懸念する。 	

案 件	主な意見・質問	回 答 等
	<ul style="list-style-type: none"> 東大阪市民として、1円でも安い方が良いという風潮はあると思う。 東大阪の水はどれだけ安全安心かということを根強く広報すると、少しでも多くの人が値上げや東大阪の水道のあり方を理解してくれるのではと思う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 日本人の水道に対する価値観のなさをすごく感じていて、啓発するのに苦労する。勝手な意識で(水道水は)沸かさないと飲めないとか臭いと言っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府の場合、高度浄水処理が導入され、その当時はかなり啓発活動をされていたと思うが、一旦(高度処理水に)切り替わってしまうと、それが当たり前になった。これだけいろいろ苦労して水を供給しているんだということを、また改めて住民の方に知ってもらいたいと思う。
	<ul style="list-style-type: none"> このところ言われているのは、(水道水は)危ないという話。週刊誌で飲み水のことを取り上げられて、日本の水は危ない、PFASが入っていることが掲載されていた。だから、(水道水の)安全性まで言って、やっぱりおいしいなということを伝える方法をとっても良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の水質は、今は環境省が所管しているが、そこが示している基準を(東大阪市の水道水は)大幅に下回っているので安全な水であると判断している。今後は、水質等についても啓発の対象にしたいと思う。
		<ul style="list-style-type: none"> 激変緩和の段階的な料金改定という意味では、修正案2についても容認する意見が多かったと思う。今後予定されている大規模更新事業に備えるために中間報告で示された令和7年10月に28%の料金改定を実施することが望ましいが、段階的な料金改定ということで水道料金の利用者への影響緩和措置として修正案2についても可とするということで審議会ではとりまとめたいと思う。